

## 第70号議案

### 春日市議会ハラスメント防止条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月26日

春日市議会

議会運営委員会委員長 高橋裕子

#### 提案理由

ハラスメントは人権侵害であり、決して許されるものではない。春日市議会議員が高い人権意識を持ち、もって市民から信頼される議会を実現するため、議員間又は議員から職員に対するハラスメントの防止及び根絶に関して必要な措置を講ずるものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市議会ハラスメント防止条例

### (目的)

第1条 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントの防止並びにその根絶のために必要な事項を定め、市民から信頼される春日市議会（以下「議会」という。）の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、「ハラスメント」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) セクシュアルハラスメント(対価型セクシュアルハラスメント(性的な言動に対する対応により労働条件につき不利益を生じさせる行為)及び環境型セクシュアルハラスメント(性的な言動により労働環境又は生活環境を害する行為))
  - (2) パワーハラスメント(優越的な関係を背景に、業務の適正な範囲を超えて人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は労働環境を悪化させる行為)
  - (3) ジェンダーハラスメント(性別による区別に関する固定的な意識を基に、その意思に反する言動を強制し、又はその人格と尊厳を侵害する言動を行うこと等により、精神的又は身体的な苦痛を与える行為)
  - (4) マタニティハラスメント(妊娠若しくは出産又はこれらに付随する事項を理由として、労働条件につき不利益を生じさせ、又は精神的若しくは身体的な苦痛を与える行為)
  - (5) パタニティハラスメント(第4号に掲げるもののほか、妊娠、出産若しくは育児又はこれらに付随する事項を理由として、労働条件につき不利益を生じさせ、又は精神的若しくは身体的な苦痛を与える行為)
- 2 この条例において、「職員」とは、任命権者が任用する職員、市の業務に従事する労働者及びこれらに準ずる者をいう。

### (適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用する。

### (議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントと認める行為があったときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

### (議員の責務)

第5条 議員は、市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員とが職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重する

ことを通じて、誠実かつ公正な活動に努めなければならない。

- 3 議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

(相談及び苦情の申出)

第6条 ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料する議員又は職員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談又は苦情を書面（電子メール等を含む。）又は口頭により申し出ることができる。

(事実関係の把握)

第7条 議長は、職員又は議員から前条の規定による申出があったときは、速やかに、当該申出に係る事実関係を把握しなければならない。

(公表等)

第8条 議長は、議員によるハラスメントが行われたことを確認したときは、当該議員の氏名の公表その他必要な措置を講じることができる。

(研修等)

第9条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修等の実施に努めるものとする。

(被害者等のプライバシーの保護)

第10条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長の職務の代行)

第11条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象となったときは議長及び副議長を除く年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(春日市議会基本条例の一部改正)

- 2 春日市議会基本条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中「(平成7年条例第28号)」の次に「及び春日市議会ハラスメント防止条例(令和 年条例第 号)」を加える。

(この条例の見直し)

3 この条例の見直しの手続きについては、春日市議会基本条例第19条の規定を準用する。